

## 農業

### 農機具導入補助の要望を受け付けます



詳しくは町産業振興課にお問い合わせください。

#### ■平成28年度新規要望を受付

町では、平成28年度甲佐町農機具導入補助に伴う新規要望を次のとおり受け付けます。

申請期限までに提出書類をそろえて、町産業振興課にご提出ください。

#### ●申請期限

10月26日(月)

#### ●提出書類

- ・要望調査表(町産業振興課に備え付けてあります)
- ・参考見積書
- ・導入する農機具のカタログ

#### ●対象要件など

##### 【補助率】

補助対象経費の10分の4以内(280万円を上限とする)

#### 【補助対象事業者】

- ・町内で農業を営む生産者集団(受益戸数は3戸以上で、認定農業者を1戸以上含む)
- ・農業生産組合
- ・集落営農組織
- ・農業生産法人など(農業経営を行う法人)

#### 【補助対象内容】

- ・農業経営に必要な農業機械およびその周辺機器(農業用施設は対象外です)

#### 【要件】

- ・県特定高性能農業機械導入計画における農機具の機種ごとの利用規模に見合った性能であること
- ・対象事業者の組織および運営の規約の定めがあること
- ・導入機械の事業費が1機種30万円を超えていること
- ・導入機械に稼働実績がないこと
- ・次期機械更新のための更新準備金として、積立を実施する組織であること

#### ▼提出・お問い合わせ先

町産業振興課

☎096・234・1176

(内線154)

✉klg207@town.kosa.lg.jp

町産業振興課 ☎096-234-1176(内線154) ✉klg207@town.kosa.lg.jp

## 国民健康保険

### ■適切な受診で医療費を削減

柔道整復師(接骨院・整骨院)・鍼灸師(はり・きゅう・マッサージ)の施術を受ける際には、保険証が使える場合と使えない場合があります。

事前に症状を確認し、正しく施術を受けましょう。

#### ●保険証が使えない場合

##### ▼接骨院・整骨院

・内科的原因によるものや慢性的な症状(単なる疲れや肩こりなど)がある場合

##### ▼はり・きゅう

・医師の同意書がない場合  
・同じ症状に対して医療機関で治療を受けている場合

・あんま・マッサージ  
・医師の同意書がない場合

・疲労回復や慰安が目的の場合

国民健康保険の医療費は、国民健康保険税や被保険者の自己負担でまかなわれています。不適切な受診は医療費の無駄遣いにつながりますので、1人1人が保険証の使える範囲を正しく理解し、適切に受診していただくようご協力をお願いいたします。

### ■施術を受ける時の注意点

#### ①原因を正しく伝える

接骨院・整骨院で施術を受ける場合、外傷でない場合は保険が使えませんので、柔道整復師に負傷の原因を正しく伝えましょう。

②施術期間が長期にわたる場合は医師の診断を受ける

③「療養費支給申請書」の内容をよく確認する

整骨院などで施術を受けた際には、「療養費支給申請書」への署名が必要です。負傷原因、傷病名、日数、金額などの内容を確認した上で署名しましょう。

#### ④領収書を必ず受け取る

金額に間違いがないか確認しましょう。また、医療費通知書が届いたら内容を確認し、不明な点は町住民生活課窓口までお問い合わせください。

### 適切な受診で医療費の無駄遣いを防ごう



対象要件などを確認の上、申請してください

住民生活課 ☎096-234-1113(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

国民年金

国民年金の納付免除・若年者納付猶予制度



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■国民年金保険料には免除・猶予制度があります

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢・障害基礎年金など）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主の前年の所得（過去の年度分については、その前年度所得など）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額免除または一部免除となります。

※配偶者については、別居中や生計同一でない配偶者も含まれます。

※一部免除の場合、納付すべき保

険料を納付しないと免除が無効になり未納期間となりますので、納付期限までに納めましょう。

②若年者納付猶予申請

30歳未満（学生を除く）で、本人・配偶者の前年などの所得が一定額以下の場合に、申請により納付が猶予されます。

■申請時の注意点について

▼免除などが申請できる期間

過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前まで、将来期間は翌年6月まで申請することができます。

ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から次の年の6月までの12か月となりますので、必要に応じて複数の申請書の提出が必要です。

※過去期間は2年1か月前まで申請できますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

▼必要書類

年金手帳、印かん

※失業で免除申請するときは、失業を確定できる雇用保険受給資格証、雇用保険被保険者離職票などが必要です。

男女共同参画

■10月3日（土）男女共同参画啓発イベントを本町で開催

10月3日（土）町生涯学習センターで、郡内5町による男女共同参画についての共同啓発イベント「男女共同参画を考えよう！第4回上益城大会inこうさき」を開催します。

この啓発イベントは、上益城地域における男女共同参画社会について多くの人に周知するとともに、事業に対して積極的な参加を促すことを目的としています。

入場料無料で事前申し込みも不要ですので、ご家族、お友達などお誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

10月3日（土）開催 男女共同参画イベント



懇話会による男女共同参画啓発寸劇の一場面

■懇話会で男女共同参画社会をテーマにした寸劇を披露

同イベントで、甲佐町男女共同参画社会推進懇話会では、男女共同参画社会の推進のための寸劇を披露するために、練習に励んでいます。

寸劇のテーマは『夫の変身』。登場人物は、定年退職後の夫とその妻。夫は、妻にごみ出しを頼まれても「恥ずかしいから行きたくない」の一点張り家事を全く手伝いません。ところが妻のけがをきつかけに、ごみ出しに行くことになりました。そこで近所の人々の話を聞くうちに、夫の心情に変化が現れてきます。

また、劇中には女性だけでなく、男性も何気ない一言で傷つけられているという場面もあります。ここでは、夫婦間の会話でやみくもになつていますが、男女共同参画は、女性の問題だけでなく、男女の人権のためのものでもあることを皆さんに再確認していただきませう。この寸劇で男女共同参画のすべてを語れるわけはありませんが、「できることから始めよう」というメッセージを皆さんに伝えていきます。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線 104） ✉klg102@town.kosa.lg.jp

町総務課 ☎096-234-1140（内線 222） ✉klg202@town.kosa.lg.jp